

Title	生命保険契約の重大事由解除に関する一考察
Sub Title	A study on the cancellation of life insurance contract due to material event
Author	李, 鳴(Li, Ming)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.1 (2016. 1) ,p.361- 390
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	宮島司教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160128-0361

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生命保険契約の重大事由解除に関する一考察

李

鳴

- I はじめに
- II 立法経緯
 - 1 理論上の「特別解約権」導入の経緯
 - 2 約款上の「重大事由による解除権」導入の経緯
 - 3 保険法の重大事由解除の立法過程
- III 保険法五七条の重大事由をめぐる解釈
 - 1 保険金取得目的の故意事故招致（一号事由）
 - 2 保険金詐取行為（二号事由）
 - 3 包括条項（三号事由）
 - 4 「他の保険契約」の解釈
- IV 隣接規定との関係
 - 1 保険者の免責条項との相違
 - 2 他の解除規定との相違
 - 3 他の抗弁事由との関係
- V おわりに
 - 1 保険実務との関係
 - 2 今後の展望

I はじめに

生命保険契約は、保険契約者の保険料を支払う義務と保険者の保険給付を行う義務の契約関係が一定の期間継続する、いわゆる継続的契約である。また、保険期間中に被保険者の生死といった偶然の事象（保険事故）に対して保険給付金が支払われる、いわゆる射幸契約という固有の性質を有するため、最大善意の契約でもある。したがって、生命保険契約は、契約当事者間の信頼関係が契約の大前提となり、その契約の成立から履行に至るまで、相手方に対し信義誠実の原則に従って行動すべきことが特に強く要請される。保険契約者、被保険者、保险金受取人（以下「保険契約者等」という。）によって信頼関係を破壊する行為が行われた場合には、保険者に一方的解除による保険契約関係からの離脱を認めることが必要である。¹⁾

そこで、保険法は、保険制度の健全性を維持し、モラルリスクを排除するために、学説や判例、約款で認められてきた保険者の特別解約権ないし重大事由による解除を損害保険契約、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約の共通事項として、重大事由による解除（以下「重大事由解除」という。）の規定を設けて、その要件と効果を明文化した。

保険法五七条（以下、本条）は、生命保険契約の重大事由解除に関する規定である。本条では、保険契約者等の保険金取得目的による故意の事故招致（一号事由）、保険給付の請求詐欺（二号事由）および包括条項の行為（三号事由）がある場合には、保険者は催告や解約期間を置くことを要せず、直ちに契約を解除することができるとしている。本条は、片面的強行規定である（六五条二号）²⁾。したがって、保険契約者等にとって不利な保険者の任意解除権を定めることは無効となる。本条本文の括弧書および一号事由を除き、損害保険契約（三〇条）、傷害疾病定額保険契約（八六条）とほぼ同様の規律としている。以下においては、特に断らない限り、生命保険

契約の重大事由解除について論じる。

本稿では、重大事由解除の規律に関し、重大事由を中心に、まず、改正前商法のもとにおける理論上の「特別解約権」と約款上の「重大事由による解除権」の導入から、法制審議会保険法部会（以下、保険法部会）の審議および国会の審議に至るまでの立法経緯を顧み、次に、本条をめぐる論点を可能な限り取り上げて検討し、さらに、重大事由解除と、保険者の免責条項、他の解除規定および他の抗弁事由を含む隣接規定との関係を整理し、最後に、保険実務との関係および今後の展望を加えることとする。

II 立法経緯

重大事由解除について、外国法では明文規定を設けている立法例はみられないが、⁽²⁾日本では、以下の経緯により初めて法制化された。

1 理論上の「特別解約権」導入の経緯

昭和五〇（一九七五）年代に入って、生命保険会社から、高倍率の大型保障商品（満期保険金に対する死亡保険金の倍率が二〇（二五倍）、限度額引き上げの災害疾病関係特約（入院日額七五〇〇円から二万円へ）の商品等が相次いで発売された。⁽³⁾それ以降、保険契約者等の契約関係者が故意に保険事故の招致またはその未遂行為をしたり、仮装事故等による不正な保険金または給付金を請求したりするようなモラルリスク事例の発生が顕著となった。しかし、改正前商法には重大事由解除に関する明文の規定はなかった。このような悪質な事例に対し、保険者の免責、告知義務違反による解除、詐欺無効などの規定により対応することには限界があった。

日本の民・商法には、信託関係を基礎とする一部の継続的契約について、当事者が信託関係を破壊したという事由による即時解約権を認める規定がある。たとえば、雇用契約（民法六二八条）、委任契約（民法六五一条二項）、寄託契約（民法六六三条二項）、組合契約（民法六七八条）、代理商（商法三〇条二項）、匿名組合契約（商法五四〇条二項）などである。また、判例は、これ以外の継続的契約（保証、賃貸借、使用貸借など）についても類似の解約権を認めている（最判昭和二十七年四月二五日民集六卷四号四五頁など）。これら民・商法の規定や判例法理をみると、継続的契約において「当事者の一方の強度の不信行為により信託関係が破壊され、信義則上相手方に契約関係の維持を期待し得ないときは、相手方はその契約を即時に解約することができる」という法原則が存在する。生命保険契約も継続的契約の一種であり、特に高度の信託関係が要求される射幸契約性と善意契約性に鑑みれば、上記の法原則は、保険契約にも適用されることが妥当であると考えられる。

そこで、昭和五五（一九八〇）年に、学説では、ドイツ（当時の西ドイツ）の判例・学説を参考に、継続的債権契約における信託関係破壊の法理等を根拠に、契約締結後における保険者による特別解約権の法理を日本に導入すべきとの提唱が現れた。⁽⁴⁾ 重大事由解除権は、従来の学説上、「重大事由による特別解約権」または「特別解約権」と呼ばれていた。これは、通常の解約権と異なり、非常の場合の解約との意味であると説明された。⁽⁵⁾

理論上の特別解約権を初めて認めた判決は、大阪地判昭和六〇年八月三〇日判時一一八三号一五三頁（替玉殺人事件）⁽⁶⁾である。その後もこれを認める下級審判決がみられるようになった（東京地判昭和六三年五月二三日判時一二九七号二二九頁、控訴審・東京高判平成元年一月一四日生判六卷一〇五頁など）。

しかし、どのような場合に特別解約権の行使が認められるかという要件などに不明な点が多く、これらを明確にしなければ、保険契約者側の保護に欠ける旨の指摘もされていた。⁽⁷⁾

2 約款上の「重大事由による解除権」導入の経緯⁽⁸⁾

損害保険会社の約款では、古くから保険契約者または被保険者に保険金の請求に関して、詐欺行為があったことを保険者の将来に向かつての解除権発生事由とする規定が置かれてきた。これは、任意解除権として損害保険の傷害保険普通保険約款にも導入されている。しかし、生命保険会社の約款ではそのような規定はなかった。

生命保険業界では、新設の医療保障保険（個人型）と既存の医療商品（疾病特約等）の約款においては昭和六二（一九八七）年四月から、主契約である生命保険普通保険約款においては翌年の昭和六三（一九八八）年四月から、「重大事由による解除権」の規定を導入した。主契約である生命保険普通保険約款への導入が一年遅れた理由について、保険契約者等が重大事由に該当する事実を惹起した場合、民法の信義則（民法一条二項）等の規定を根拠として契約を解除することが可能であるから、重大事由解除権を約款に導入しなくてもよいとの見解があった。しかし、主契約については、民法の信義則等に準拠して処理せざるをえないのでは、特別解除の処理との整合性を欠くことになることなどから、主契約の約款についても特約と同様の重大事由による解除権が導入された。

生命保険協会では、損害保険の規定を参考にモデル約款における重大事由解除の規定を作成するとともに、条文の解釈・運用の統一性を確保するためのガイドラインを策定した。各会社はそれに従い、若干文言が異なるものの、次の解除事由を約款に設けることとした。①保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（高度障害保険金、保険料払込免除を含む。また、他の保険契約の保険金等を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問わない。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含む。）をした場合、②保険金の請求に関して、保険金の受取人に詐欺行為があった場合、③この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合、④その他この保険契約を継続することを期待しえない第一号

から三号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。傷害特約や疾病特約、あるいは単独の傷害保険や疾病保険では、上記①～④事由に加え、⑤号事由として、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされる恐れがある場合も例示されていた。

約款に基づく重大事由解除を初めて認めた判決は、東京地判平成七年九月一八日判タ九〇七号二六四頁(重複契約事件)⁽⁹⁾である。その後の下級審裁判例においても、重大事由による解除権を認めるものが現れた(広島地判平成八年四月一〇日判タ九三一号二七三頁、徳島地判平成八年七月一七日生判八卷五三三頁、大阪地判平成一二年二月二二日判時一七二八号一二四頁など)。

3 保険法の重大事由解除の立法過程

重大事由解除について、生命保険法制研究会(第二次)⁽¹⁰⁾では立法を試みたが、保険法部会は、以下の段階を経て法制化した。

(1) 中間試案作成までの段階

立法検討のための初案の一項では、解除事由として保険法の一号事由はなかった⁽¹¹⁾。これは、保険契約者等による故殺には免責規定があるからであると説明された⁽¹²⁾。しかし、その後の議論を重ね、解除事由を過不足なく列記すべきであること、詐欺行為があつた場合だけでなく、故意による保険事故の招致を解除事由として掲げたほうが包括条項の解除事由も明確になること、未遂行為も契約存続を困難ならしめる要因であること、および適用範囲の拡大防止、約款規定との整合性が必要であるなどの指摘と提案を踏まえ、一号事由として「保険契約者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に被保険者を死亡するに至らせ、又は至らせようとした場合」を追加した。これにより、条文に①故意による保険事故の招致、②保険金取得の目

的、③未遂行為などを盛り込んで、かつこれが中間試案とされた。

(2) 要綱案の作成段階から保険法案まで

「保険法の見直しに関する要綱案」(以下、要綱案)は、中間試案の段階と比較して、以下の点において大きな変更があった。①柱書において、一号事由は死亡保険に限定する規律であり、生存保険契約については同様の規律が適用されないことを明確化した。②包括条項の濫用防止の観点から、一号事由や二号事由と比肩する程度に信頼関係が破壊されるに至った場合に三号事由に該当することが明確となった。③重複保険については、他の保険契約との保険金の合計額がどの程度であれば著しく多額であるとするかの判断基準が必ずしも明らかではないことから、例示することは見送られ、包括条項で処理することとされた。⁽¹⁴⁾④解除権の除斥期間については、起算点の判断が難しいこと等を理由に制定せずに、民法五四七条の規律や催告による解除権の消滅に関する一般法理に委ねることとされた。⁽¹⁵⁾

要綱案は、そのまま「保険法の見直しに関する要綱」(以下、要綱)に採用された。そして、保険法案は、基本的に要綱を踏襲したが、以下の表現が変更された。要綱は二号事由を「詐欺を行ったこと」と表現していたが、保険法案では「詐欺を行い、又は行おうとしたこと」に変更された。また、要綱は三号事由の包括条項における破壊の対象について「保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼」と表現していたが、保険法案では被保険者が追加され「保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼」と変更された。なお、それまでの第二項(解除の効力)は、本条から削除され、五九条へ移された。

(3) 国会審議

保険法案が審議された第一六九回国会においては、重大事由解除の規定に關し包括条項の解釈をめぐる質問が相次いだ。保険法案は原案のとおり可決・成立したものの、衆議院(平成二〇年四月二五日)では、「重大事由に

よる解除については、保険者が解除権を濫用することのないよう、解除事由を明確にするなど約款の作成、認可等にあたり本法の趣旨に沿い十分に留意すること」、参議院（平成二〇年五月二九日）では、「保険金不払の口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たっては、一号もしくは二号に匹敵する趣旨のものであることを確認すること、また、保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督すること」として、それぞれ附帯決議がなされた。

Ⅲ 保険法五七条の重大事由をめぐる解釈

本条の本文は「保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約（第一号の場合にあつては、死亡保険契約に限る。）を解除することができる。」と定めている。

ここでは「解約」という用語を使用せず、「解除」という用語を使用している。これは「解約」の場合には、将来に向かってのみ契約の効力が消滅するという意味を有するが、保険法では重大事由が生じた時に遡って解除することができる（五九条）として例外的に遡及効を認めることから、「解約」より「解除」が適当であるという理由によるものと思われる。

1 保険金取得目的の故意事故招致（一号事由）

本条一号では、「保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと」を解除事由として掲げている。

- (1) 死亡保険契約に限定

本文の括弧書によれば、一号事由の対象契約は、「死亡保険契約に限る」としている。これは、生命保険契約に関しては、被保険者が契約時に定める一定期間を経過した時点で生存する場合に、保険金を受け取ることができる生存保険契約（たとえば、年金保険等）⁽¹⁶⁾ について、本号に定めるような事態を故意に作出することは考えられないからであると解される。

(2) 保険金取得目的と故意の両方を要件とする趣旨

一号事由に該当するためには、保険金取得目的と故意の両方が必要とされている。保険金取得目的での事故招致行為は、保険者と保険契約者の信頼関係を破壊し、保険制度そのものの根本を揺るがすことになるから、社会的観念からも許されない。

立法論上は、故意による事故招致がなされれば、当事者間の信頼関係が損なわれたといえるから、保険金取得目的があることを必要としないという見解があった⁽¹⁷⁾。しかし、故意による事故招致だけでは、たとえば、怨恨を理由として被保険者を殺害した場合、保険者の免責事項（五一条）を適用すれば足りる。また、故意事故招致の未遂行為だけでは、直ちに信頼関係が破壊されるわけではない場合も考えられる⁽¹⁸⁾。なお、約款上は、保険金を詐取する目的が規定されるのが通例である。

そして、通常は保険金取得目的という要件は故意の要件をも包括するのであるから、故意をわざわざ要件とする必要はなく、現に損害保険や傷害疾病定額保険の重大事由解除の規定では故意は要件となっていない（三〇条一号・八六条一号）との見解もある⁽¹⁹⁾。この見解にも一理あるが、前述の立法過程から分かるように、これは単に包括条項の解除事由を明確にするための立法的対策のようである。

(3) 保険金「詐取」としない表現

一号事由では「保険者に保険給付を行わせることを目的」という表現がされているが、約款上は保険契約者等

が保険金を「詐取」する目的というような表現が通例である。また、本条二号でも、「保険給付の請求について詐欺を行い」として、「詐取」と同定義の表現が採用されているが、かかる表現は異なるものの、実質は変わらない旨が説明された。⁽²⁰⁾しかし、「詐取」という表現は、「保険給付を行わせる」という表現に比べ、保険者を欺き不当に取得するという強く否定的なニュアンスを含むため、違いないとの説明にやや無理があるような気もする。立法上、なぜ保険金「詐取」という表現が採用されないのか、その趣旨は必ずしも明らかではない。ただ、保険者が実際に重大事由解除を主張するのは、最低でも「詐取」が疑われる場合に限られると考えれば、約款上は保険法と異なる表現を維持しても、保険契約者側にとって不利とならないことに鑑み、特に問題は生じないと解されている。⁽²¹⁾

(4) 「当該」という限定的な文言を用いていない趣旨

本条二号、三号においては、「当該生命保険契約」とし、損害保険や傷害疾病定額保険の重大事由解除の規定(三〇条・八六条)の各号においても、「当該損害保険契約」や「当該傷害疾病定額保険契約」として、「当該」という限定的な表現が用いられている。しかし、本条一号には、このような限定はない。これに関して、以下のように説明されている。⁽²²⁾

損害保険契約および傷害疾病定額保険契約に関しては、保険契約者等が一つの保険契約について故意の事故招致を行ったまたは行おうとしたことが、直ちに同じ類型の他の保険契約についても重大事由を構成するとは考えられない。たとえば、保険者が、火災保険契約を締結している保険契約者に対して、当該保険契約者が自動車保険契約で故意の事故招致を行ったまたは行おうとしたことを理由として、当該火災保険契約を解除することを認めるべきではない。そのため、「当該」保険契約について、故意の事故招致を行おうとしたような場合にのみ解除が認められることとしている(三〇条一号、八六条一号)。これに対して、生命保険契約に関しては、たとえば

の保険契約であつても、保険契約者等が被保険者を死亡させまたは死亡させようとした以上、保険契約の不正利用の意図が顕在化していることから、損害保険契約および傷害疾病定額保険契約における「当該」保険契約のよ
うな限定を文言上、付していないというわけである。

(5) 被保険者が主体に含まれない理由

保険法では一号事由の主体について、損害保険契約は「保険契約者又は被保険者」(三〇条一号。被保険者は保険金受取人でもある。)と、傷害疾病定額保険契約は「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」(八六条一号)とされ、保険契約者側のすべての関係者が含まれる。しかし、本号は、それらとは異なり、保険金取得目的による事故招致の主体を「保険契約者又は保険金受取人」と規定し、被保険者は除かれている。

従来約款一号事由および生保試案一号事由においては、生命保険・傷害疾病保険契約のいずれも形式上被保険者の自殺を含む形となっていた。保険金取得目的で被保険者が自殺する(未遂を含む)場合が実際上多々存在するので、被保険者の自殺を解除事由に含むべきかについて、保険法部会で議論されていた。⁽²³⁾最終的に被保険者を一号事由の主体に含まないこととした理由について、次のように説明されている。⁽²⁴⁾生命保険契約における「被保険者による故意の事故招致」とは、すなわち被保険者の自殺である。被保険者の自殺によって信頼関係が破壊され、契約が存続し難い事態となることは、典型的な事案ではない。また、一般に自殺には被保険者の複雑な背景事情を伴うことや遺族保護の要請が働くことから、通常自殺は犯罪ではないと考えられている。なお、被保険者の自殺は、免責規定(五一一条一号)の適用の問題とすることが基本となる。

したがって、被保険者の自殺および自殺未遂は、本条一号の解除事由には該当しない。もつとも、後述するよ
うに、悪質な自殺は包括条項で処理することが考えられる。

(6) 未遂行為・予備行為

一号事由では、文言上「死亡させ、又は死亡させようとしたこと」と規定されている。これは、現に故意に死亡させたかどうかではなく、故意に死亡させようとした場合にも契約を存続させることを困難ならしめる要因があると考えられるからである。⁽²⁵⁾

保険法部会では、当初、刑法でいう未遂行為や予備行為⁽²⁶⁾も、保険金取得目的による故意の事故招致の例示として掲げることが提案されて議論されていた⁽²⁷⁾。しかし、具体的に何が未遂行為なのか、何が予備行為なのかを法律上定立することが困難であること、および民事基本ルールである保険法においては、未遂という概念を前提とした規定を設けることは相当ではないとの見解があった。そこで、保険法は、改正前商法のもとの約款上の括弧書「〔未遂を含む〕」および生保試案上の括弧書「〔その未遂の場合を含む〕」のような文言を用いないこととしたと推測される。

以上より、本条の「させようとした」という文言には、未遂行為のみでなく予備行為も含まれる。予備行為であっても、当事者間の信頼関係破壊と考えられるような事情が存在すれば、重大事由に該当し、保険者の解除が認められると考えられる⁽²⁸⁾。

改正前商法のもとの一号事由が認められた裁判例として、函館地判平成一三年一月二日生判一三卷八三六頁、東京地判平成一四年六月二一日生判一四卷三八五頁などがある。

2 保険金詐取行為 (二号事由)

本条二号では、「保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと」を解除事由として掲げている。

ここにいう「詐欺」とは、保険者を欺いて錯誤に陥らせ、保険金または給付金（以下、保険金等）を支払わせる意思で保険者に対して欺罔行為を行ったという意味であり、現に保険金等の支払を受けることまで要件とする趣旨ではないと説明された²⁹。たとえば、保険金受取人が保険者を欺罔して保険事故発生を仮装して保険金を請求したり、実際よりも多額の保険金を取得する意図をもって診断書を偽造したりした場合などは、ここでいう詐欺の場合に当たる。このような詐欺行為も、保険者と保険契約者側との信頼関係を破壊することになるため、解除が認められる。もつとも、かかる行為は、詐欺その他の犯罪行為を構成するに足るだけの強度の違法性を帯びた行為を指すものであり、軽微なものまで含むべきではないと解される³⁰。

なお、本号形式上の「行おうとしたこと」には、一号事由と同様に未遂行為のみでなく、予備行為までも含まれる可能性があると考えられる（前記1(6)参照）。

改正前商法のもとで二号事由が認められた裁判例として、東京地判平成七年九月一八日判タ九〇七号二一八頁、広島地判平成八年四月一〇日判タ九三一号二七三頁、福岡地久留米支判平成九年一月二八日生判九卷五二七頁、同控訴審の福岡高判平成一年三月一六日生判一一卷一七一頁、札幌地判平成一三年八月二〇日生判一三卷六七頁、長崎地判平成一四年一〇月三一日生判一四卷七三七頁、同控訴審・福岡高判平成一五年三月二七日生判一五卷二一八頁、仙台高判平成二〇年九月五日平成一九年(ホ)五三三号公刊物未登載などがある。なお、認められなかった裁判例として、大阪地判平成一二年二月二二日判時一七二八号一二四頁などがある。

3 包括条項（三号事由）

本条三号では、「前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由」を解除事由として掲げている。これは、包括条項

(バスケット条項ともいう。)である。

(1) 包括条項の意義

本条一号や二号は、保険金取得目的の故意事故招致や保険金詐取行為といった信頼関係破壊行為の典型例として規定されるものである。しかし、一号事由や二号事由以外にも、不正利用事案に適切に対処するために、保険者による解除を認める必要がある。解除事由は、できる限り具体的に例示することが望ましいが、不正利用事案には様々な態様のものがあり、想定しえない事象が生じることもありうる。これらをすべて法律で列挙することは困難であるうえ、列挙することによってかえってその要件を形式上満たさないように仕組まれた不正利用事案に対処することができなくなる。そこで、保険法は、直接には一号事由または二号事由に該当しないが、これらに比肩するほどの重大な事由が生じた場合に限って、保険者による解除権を認めるものとして、このような包括条項を設けることとした⁽³¹⁾。なお、三号事由は、一号事由および二号事由を補充する位置付けのものでもある⁽³²⁾。

(2) 適用要件

三号の包括条項を適用するためには、①保険者の保険契約者等に対する信頼を損なうこと、②保険契約の存続を困難とすること、の二要件を満たす必要がある。要件①は、解除のために必要な事由の性質との関係を、要件②は、必要とされる事由の程度との関係を、それぞれ定めていると解される⁽³³⁾。

三号の包括条項の適用要件に関して、一号事由と二号事由と同様に、保険金等の不正取得目的を要件とすべきか否かについて見解の対立がある。一号事由、二号事由に比肩する重大な事由の存在が必要であることに鑑み、信頼関係破壊が認められるためには、一号事由や二号事由と同様に保険金等の不正取得目的の存することが必要であると見解が多数である⁽³⁴⁾。しかし、保険金等の不正取得目的がある場合には、一号事由または二号事由による解除が可能であるため、三号事由による解除においては、保険金等の不正取得目的がなくとも認められると

いう見解もある⁽³⁵⁾。たとえば、反社会的勢力であるとの重大事由が保険金等の不正取得目的を有していない場合であつても、三号に基づく解除は妨げられないと考えられている。

筆者は、次の観点から後者の見解を支持する。前述のように想定しえない不正利用事象、すなわちモラルリスクに対処することが三号の包括条項の意義である。保険金等の不正取得目的の存在を三号の適用の要件として限定的に解することは、包括条項の有用性を減殺してしまう恐れがある。したがって、三号の適用に当たって、法文上明記されている信頼破壊と存続困難の二要件を満たせば足りるものであり、個々の事案ごとに総合的に判断すべきであると考ええる。

(3) 重複保険契約

三号の包括条項に適用される典型的なケースとしては、重複契約が考えられる。前述の立法経緯から分かるように、保険法は、保険契約の重複が重大事由解除となる可能性を否定するわけではない。もともと、単に短期間に重複した保険契約に加入したという事由だけでは、保険者との信頼関係を破壊し、保険契約の存続を困難とするという要件を満たすことにはならない。また、重複契約の給付金額等の合計額が著しく過大であることは、その要件を満たすかを判断するための間接事実の一つにすぎない⁽³⁶⁾。たとえば、他の保険契約の過度の集中加入により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するとともに、事故招致の蓋然性が著しく高い状態に達する場合、かつ、保険者にそれを秘匿していたというような事情があつた場合には、一号事由や二号事由には直接当たらないものの、三号事由に該当する可能性がある⁽³⁷⁾。「過大」「過度」「集中加入」「著しく高い状態」とは、被保険者の年齢、性別、職業、社会的地位、治療費の水準、社会通念などを総合的に判断して決定すると解される⁽³⁸⁾。

また、給付金額等の合計額が著しく「過大」かを判断するに当たっては、生命保険会社のみならず、損害保険

会社および共済事業団が取り扱う他の保険契約も対象とするのが合理的である。なぜなら、生保、損保、共済のそれぞれの保険者では、被保険者一人あたりの入院日額の引き受け限度額を制限しているため、不正利用を目的とする保険契約者は各保険者に分散して加入しなければ所期の目的を達することができないこと、入院関係特約として、生保、損保、共済の商品は内容的にみても大きな相違がないからである。⁽³⁹⁾

(4) 悪質な免責期間経過後の自殺

最判平成一六年三月二五日民集五八巻三号七五三頁によれば、自殺免責の期間を限定した約款の解釈について、保険金取得目的の自殺の場合に、免責が認められないにもかかわらず、重大事由解除が認められることは背理であるという観点から、自殺免責期間経過後、仮に当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、重大事由解除の条項には該当しない。もともと、当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反する恐れがあるなどの特段の事情がある場合は、この限りではない。保険法では上記平成一六年最高裁判決を否定していないことから、大阪地判昭和六〇年八月三日判タ五七二号八二頁のような替玉殺人の発覚後に被保険者が自殺免責期間経過後に自殺した事案や、自殺を事故と偽装するなど保険金詐取目的でなされた自殺の場合について、被保険者の悪質の程度を勘案して、三号事由の該当性を判断することが許され、また、その解除を認める余地を残しておくこと自体は、本条の趣旨に合致するものとの見解が多数みられる。⁽⁴⁰⁾

改正前商法のもとで三号事由が認められた裁判例として、徳島地判平成八年七月一七日生判八巻五三二頁、東京地判平成一一年三月二六日判時一七八八号一四四頁、札幌高判平成一三年一月三〇日生判一三巻五八頁、東京高判平成一六年九月七日生判一六巻六八〇頁などがある。なお、過度の重複加入だけによる解除を明らかに認めた事例は存在しない。

4 「他の保険契約」の解釈

前述のとおり、本条一号事由と三号事由のいずれも「他の保険契約」にかかわる。しかし、一号事由の「他の保険契約」と三号事由の「他の保険契約」が適用上異なるのかについて、保険法では明確に定められていないため、解釈問題が多数存在する。

まず、「他の保険契約」は、①主契約に付加される他の保険契約、②保険者を共通にする他の保険契約、③保険業界は共通するが保険者を異にする他の保険契約、④保険業界を異にする他の保険会社の契約、に分類することができると考える。以下において、それぞれ検討してみる。

(1) 主契約に付加される他の保険契約

生命保険契約においては、主契約として死亡保険金や高度障害保険金の給付が約定され、傷害疾病定額保険契約においては特約として入院給付金、手術給付金、通院給付金、障害給付金、災害死亡保険金などが約定されることがあり、一つの主契約において複数の特約が付加されるのが一般的である。そこで、たとえば、入院給付金の不正請求の事実が判明したので、保険者が二号事由に基づき入院特約を解除した場合は、主契約はどうなるのかという解釈問題がある。特約の独自性を強調する観点からすれば、特約は解除、主契約は存続という限定的な処理もありうる。たとえば、災害特約が付加された死亡保険契約で、被保険者が病死したが、保険金受取人はその死亡が災害だということを装って多額の保険金を請求し、または請求しようとした場合に、災害特約は解除されるが、保険金不正請求の前に死亡したことは変わりがないので、死亡保険金が支払われるということも考えられる。

しかしながら、特約に重大事由が存在することは、生命保険契約の大前提である契約当事者間の信頼関係が破

壊されたということにはかならないため、特約の解除事由は同時に主契約の解除事由でもある。したがって、特約において重大事由のいずれかに当たる場合には、契約を全体として解除することができる⁽⁴⁾。

改正前商法のもとで特約につき、重大事由による解除が認められた場合に主契約についても解除が認められた裁判例として、札幌高判平成一三年一月三〇日生判一三卷五八頁、長崎地判平成一四年一〇月三一日生判一四卷七三七頁、同控訴審・福岡高判平成一五年三月二七日生判一五卷二二八頁、仙台高判平成二〇年九月五日平成一九年(ホ)五三二号公刊物未登載・梅津昭彦・保険レポ二四四号一頁(二〇一〇)、東京地判昭和六三年五月二三日判時一二九七号一二九頁、東京地判平成七年九月一八日判タ九〇七号二六四頁などがある。

(2) 保険者を共通にする他の保険契約

同一の保険者との間で締結された複数の契約があつて、たとえば、保険契約者Xが甲保険会社との間において、①Aを被保険者とする終身保険契約と、②Aを被保険者とする養老保険契約を締結したほか、③Bを被保険者とする終身保険契約も締結した。保険契約者Xが、死亡保険金を詐取する目的でAを故殺したとき(未遂を含む)、甲保険会社は、一号事由に該当することを理由に解除権を行使して、①の終身保険契約を解除するとともに、②の養老保険契約も解除することができる。一方、③の養老保険については、Xが被保険者Bを殺害していない(未遂を含む)。この場合、甲保険会社は、一号事由ないし二号事由による解除ができないものの、Xの行為は保険者との重大な信頼関係の破壊であり、当該保険契約の存続も困難とすることに鑑み、三号事由に該当することを理由に解除することができると考えられる。

(3) 保険業界が共通するが保険者を異にする他の保険契約

自社ではなくて他の生命保険会社の契約であつて、たとえば、保険契約者Xが、甲保険会社との間でAを被保険者とする終身保険契約を締結するとともに、乙保険会社との間でBを被保険者とする終身保険契約も締結して

いる場合において、Xが死亡保険金を詐取する目的でBを故殺したとき（未遂を含む）は、乙保険会社が本条一号事由により自社の保険契約を解除できることは明らかである。ところが、甲保険会社もそれを理由として、自社の保険契約を解除できるかどうかは解釈問題となる。この行為は当然に甲保険会社が自社の保険契約を解除する事由とはならないが、保険契約締結の状況、保険契約者と被保険者との関係など、保険契約に関する諸事情からみて、乙保険会社との契約の被保険者Bを殺害したXは、次には甲保険会社の契約の被保険者Aも殺害するなど、甲保険会社との契約に関して、故意の事故招致を行うなど、存続し難い信頼関係破壊行為がある蓋然性が高いと認められる場合は、自社の保険契約を解除しうると考えられる。しかし、一号事由に該当するのか、それとも三号事由に該当するのは解釈問題となる。⁽⁴²⁾

私見としては、本条一号事由の対象となる契約には、他の死亡保険契約も含まれるから、他社が一号事由により契約を解除した場合は、自社の死亡保険契約も一号事由に該当するものとする。一方、他社が二号事由または三号事由により契約を解除した場合は、自社の生命保険契約は三号事由を適用するものと解すべきである。

(4) 保険業界を異にする他の保険契約

他の保険契約の範囲が生保業界の保険契約に限るのか、それとも隣接業界の保険契約、たとえば、損保業界で取り扱う損害保険契約も含まれるのか、仮に含まれる場合に本条の何号事由に該当すべきかについては、改正前商法の頃から議論がある。裁判例（東京地判平成一四年六月二一日生判一四卷三八五頁⁽⁴³⁾）は、他の保険契約について、損害保険契約も含むおおよそすべての保険契約であることと、解除事由は約款の一号事由（本条一号事由に相当）に該当することを示唆したが、学説上は以下のように否定説と肯定説に分かれている。

否定説の理論構成では、他の保険契約に損害保険契約も含むおおよそすべての保険契約であるというように解するのは、保険者に対して絶対的な解除権を付与することを意味し、その結果、保険契約者側に不利益を強いるこ

ことになること、他の保険契約に含まれるとして解除権を行使できるとしても、被保険者の危険を担保する保険契約の内容が同じでなければならぬこと、つまり、一方は人の死亡により一定の金額を支払う生命保険契約であり、他方は損失をてん補する損害保険契約であるから、全く担保内容が異なるとして⁽⁴⁴⁾。

一方、肯定説の理論構成では、生命保険契約における被保険者がした損害保険の事故招致から事故発覚までの一連の行動は、社会的にも非難されるべきであること、および保険契約の継続を期待しえないことから、解除することができると考えられる⁽⁴⁵⁾。もつとも、一号事由の拡張解釈ではなく、三号事由の包括条項の適用として考えるべきであるとしている。

これに対し、否定説は、保険者と保険契約者との信頼関係が破壊されたというためには、保険者が引き受けている危険について、保険契約者等が不正行為を行った場合に限定されるべきであり、本条三号事由の解釈としても、他の保険契約は当該生命保険契約という限定があるから、上記東京地裁の判旨の結論を支持することは、保険法のもとではやできないものと指摘している⁽⁴⁶⁾。

私見としては、本条一号事由にかかわる他の保険契約は死亡保険契約に限定され、損害保険契約が含まれないことは明らかである。しかし、本条三号事由では他の保険契約には損害保険契約が含まれないことが明確に規定されていないことから、損害保険契約も含まれると解釈する余地があると思われる。三号事由において、保険種類ないし範囲を限定的に解することは、モラルリスクへの対応手段としての包括条項の有用性を著しく減殺してしまう恐れがある。したがって、損害保険契約も含めてその種類等を問わず、すべて三号の包括条項の適用に当たって勘案しうるものと考えられる⁽⁴⁷⁾。

保険法施行後、他の保険契約に損害保険契約が含まれると認められた裁判例として、福岡高判平成二四年二月二四日判タ一三八九号二七三頁⁽⁴⁸⁾がある。

IV 隣接規定との関係

生命保険会社は、モラルリスクを排除する際に、しばしば公序良俗違反無効、詐欺無効、免責事由、重大事由解除あるいは危険著増による失効などを複数主張する。判例や学説においても、それらの要件や相互関係は必ずしも明らかにされていないのが現状である。そこで、以下において、重大事由解除の規定とこれらの隣接規定との関係を整理してみる。

1 保険者の免責条項との相違

故意の事故招致は、もともと保険者の免責条項においても認められている（五一一条二号・三号）が、重大事由解除は保険者の免責条項との関係においては、以下の相違が挙げられる。

相違点1 五一一条二号・三号の保険者の免責条項では、保険契約者または保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたときには、保険者は免責され、当該行為者の主観的な理由は要件とされていない。これに対し、本条一号の重大事由解除では、故意による事故招致のほかに、保険金取得目的という主観的要件も必要とされている。

相違点2 五一一条二号・三号の保険者の免責条項では、被保険者を故意に死亡させたという事実が必要とされる。これに対し、本条一号の重大事由解除では、保険金詐取目的をもって、故意に事故招致をなす行為自体に契約を存続させることを困難とならしめる要因があることが重視されるため、未遂行為等も含まれる。

相違点3 保険者の免責条項を適用する場合には、死亡保険契約については、死亡により保険契約が消滅するため、当該保険契約を解除する必要はなく免責になるが、傷害疾病定額保険契約については、給付事由が発生しても必ずしも保険契約は消滅しない。これに対し、重大事由解除を適用する場合には、契約は解除により消滅す

る。

相違点 4 保険者の免責事項では、保険金受取人が複数あって、そのうちの一部の者が故意に事故を招致した場合には、当該保険金受取人に対してのみ免責するが、他の保険金受取人に対しては免責にならず、残額を支払う義務がある。これに対し、重大事由解除では、同一の契約における信頼関係破壊が問題となることから、他の保険金受取人が存在するとしても、保険者に保険金の支払義務は一切ない。

以上より、本条一号の重大事由解除と五一条二号・三号の保険者の免責事項との関係では、保険金取得を目的とした故意の事故招致の場合には、適用の競合が可能となる。つまり、重大事由解除と保険者の免責のいずれも適用しうる。いずれの考え方を採っても、その効果に大きな差は生じない。⁽⁴⁹⁾ もっとも、傷害疾病定額保険に関しては、保険者免責となると同時に、保険契約者等が保険金等の取得目的を有していたときは、さらに契約の解除事由にもなる。たとえば、被保険者が偽装の追突事故によって受けた傷害について、災害入院給付特約に基づく保険給付金を詐取しようとした行為がこれに当たる。

2 他の解除規定との相違

保険法では、保険者が保険契約を解除しうるのは、損害保険契約、生命保険契約、傷害疾病定額保険契約に共通して、告知義務違反による解除（二八条・五五条・八四条）、危険増加による解除（二九条・五六条・八五条）、重大事由による解除（三〇条・五七条・八六条）の三つである。重大事由解除は他の解除規定との関係においては、以下の相違が挙げられる。

相違点 1 重大事由解除と告知義務違反による解除ともモラルリスクを排除するものである。告知義務違反による解除は契約締結時を基準とするのに対し、重大事由解除は契約締結後を基準とする。

相違点2 告知義務違反、危険増加に比べ、重大事由としては、被保険者に対する殺害、保険金詐取、保険金詐取目的での偽造・虚偽のような行為が犯罪性を帯びることから、刑事事案にもなる可能性がある。

相違点3 重大事由解除の場合は、告知義務違反による解除と危険増加による解除の場合と異なり、因果関係不存在特則が設けられていない（五九条二項三号）。重大事由が発生した後のすべての保険事故や給付事由について、当該重大事由との因果関係の有無を問わず、保険者が保険金の支払義務を負わないことが認められる。これは、重大事由解除の規定を設けた趣旨に合致する。因果関係不存在特則が設けられると、たとえば、被保険者を殺害しようとした保険金受取人が、たまたま当該被保険者が交通事故により死亡した場合に保険金を取得することができるとなるが、これは、社会通念上は認しがたいからである。⁵⁰⁾

相違点4 告知義務違反による解除と危険増加による解除とも、解除権の行使可能期間につき、保険者が解除の原因を知った時から一カ月間行使しないと、および契約締結の時または危険の増加が生じた時から五年を経過したときに、消滅するものとされている（五五条四項、五六条二項）。これに対し、重大事由解除においては、保険金詐取目的等での犯罪性の強い行為に対する保険契約者等の帰責性、非難性、および保険者側の立証の困難性が大きいという観点から、このような除斥期間は設けられていない。

3 他の抗弁事由との関係

生命保険会社が保険金不法取得目的や詐欺行為のモラルリスクを排除するために用いてきた抗弁事由として、保険法に基づく前述の抗弁事由以外に、さらに以下のとおり、民法に基づく公序良俗違反による無効や詐欺無効（詐欺取消）がある。

民法九〇条は、公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とすると規定している。公序良俗違反につ

いては、主に保険契約締結時に、当該契約が社会通念上の合理性を有していたかという客観的事情を中心に判断している。それに加え、保険事故の態様、および契約者ないし保険金受取人の主観的事情（不勞利得の目的）も考慮して判断している。⁽⁵¹⁾ たとえば、もっぱら入院給付特約付保険契約を利用して不法な利益を得ることを目的として締結された場合、公序良俗に反するものとして無効である。公序良俗違反により無効と認められた裁判例として、大阪地判平成三年三月二六日生判六卷三〇七頁、東京地判平成六年五月一日判時一五三〇号一二三頁などがある。

民法九六条は、詐欺による意思表示は取り消すことができると規定している。従来の保険約款では詐欺による保険契約について無効としていたが、保険法施行に伴う保険約款の見直しの中で、民法と同じ取消の文言に改められた。詐欺無効については、保険契約締結時の保険契約者等の主観的事情、すなわち保険金等の「不正受給目的」を重視して判断している。⁽⁵²⁾ たとえば、短期集中加入、不必要入院など、特に傷害疾病定額特約ではよく問題となる。詐欺無効と認められた裁判例として、札幌地判昭和五八年九月三〇日生判三卷三九七頁、高松地判平成二年一〇月二二日生判六卷二四一頁、東京地判平成二年一〇月二六日判時一三八七号一四一頁、秋田地判平成三年三月一日生判六卷三〇一頁、東京高判平成三年一〇月一七日金判八九四号二七頁生判六卷三九四頁、福岡地判平成七年八月二五日生判八卷一八六頁などがある。

公序良俗違反は保険契約が累積しているという客観的事情、詐欺無効（詐欺取消）は不正受給目的という保険契約者の主観的事情を、それぞれ重視しているという違いがあるが、いずれも契約締結時の事情が問題となる。一方、重大事由解除は、保険契約締結時には何ら問題はなかったが、その後の保険金詐取目的あるいは詐取行為など、保険契約の継続を期待できない事情が問題となる。⁽⁵³⁾

V おわりに

1 保険実務との関係

保険法公布後、生命保険会社は従来の約款を見直した。重大事由解除については、主に以下の点において保険法の規定を具体化している。⁽⁵⁴⁾

第一に、本条一号事由に対応する約款の規定では、死亡保険金に関しては、事故招致（未遂を含む。）の主体は、保険契約者と死亡保険金受取人とし、死亡保険金は他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問わないとしている。一方、当該保険契約の災害死亡給付金および高度障害保険金（保険料払込の免除を含む。）に関しては、事故招致（未遂を含む。）の主体は、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、高度障害保険金受取人としている。また、目的に関しては、保険法のように「保険給付を行わせる」の表現ではなく、「詐取する目的」という文言を維持し、さらに、「または他人に詐取させる目的」との文言を加えている。

第二に、本条三号事由に対応する約款の規定では、第一号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合を掲げたうえで、この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されること、および保険契約者、被保険者または保険金、給付金もしくは年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されることが本号事由に該当すること、を明確に定めている会社がある。

第三に、保険法にない反社会的勢力の解除事由（暴力団排除条項）を導入した。⁽⁵⁵⁾ 具体的には、保険契約者等が反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、または反社会的勢力の不当な利用を行うなど、これらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるときに、重大事由に該当することとしている。ここにいう反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（脱退後五年を経過しな

い者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。かかる条項は、保険法重大事由解除の三号事由(包括条項)を具体化したものと考えられる。

そして、傷害疾病定額保険特約においては、上記事由に加え、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされる恐れがある場合を解除事由として明確に定めている。

なお、重大事由解除に関する規定の適用に当たっては、法務部門・弁護士・医師などによる見解を踏まえた極めて慎重な判断が求められている。⁽⁵⁶⁾

2 今後の展望

重大事由解除の結果として、保険者は保険給付の支払責任を負わないこととなるから(五九条二項三号)、みだりに重大事由解除権を行使すると、保険契約者等の利益が不当に損なわれることがある。そのため、衆参両院で附帯決議が成立するほど、重大事由解除の濫用については懸念されている。したがって、重大事由解除権は、そのモラルリスクの予防的効果を有し、まさに「伝家の宝刀」として行使すべきであるといわれている。⁽⁵⁷⁾

しかし、他方で、重大事由解除権を一切使用しないといった安易な対応も、必ずしも重大事由解除の規律を設ける保険法の趣旨に沿ったものであるとは考えられない。保険者としては、保険金等の支払業務について公平性・健全性に留意しつつ、重大事由解除制度の有用性を発揮させ、不正利用事案には重大事由解除の規定を適切に運用することによって毅然として、重大事由解除権を行使することも必要である。⁽⁵⁸⁾

したがって、どのような着地点が適切であるかが今後の重要な課題となり、とりわけ、包括条項である三号事由の解釈問題や適用基準については、今後の判例の蓄積や学説の一層の展開を待つとともに、保険者のより高度

な実務対応も期待されるといえよう。

- (1) 大森忠夫『保険契約法の研究』有斐閣（一九七〇）一—四頁、萩本修編著『問一答 保険法』商事法務（二〇〇九）九七頁など参照。
- (2) 生命保険契約法改正試案（二〇〇五年確定版）理由書（以下、生保試案理由書）一—二六頁、同旨。
- (3) 刀禰俊雄・北野実『現代の生命保険』第二版』東京大学出版会（一九九三）九九頁。
- (4) 日本で初めて保険者による特別解約権を提唱したのは、中村敏夫弁護士である。同氏は一九八〇年九月二二日の日本保険学会で「生命保険・疾病保険における保険者の特別解約権」を発表。同論文は保険学雑誌四九一号（一九八〇）七三—九七頁、中村敏夫『生命保険契約法の理論と実務』保険毎日新聞社（一九九七）三八七—三九七頁に掲載。その後、広く支持されてきた。中西正明「故意の事故招致と保険者の解約権——特別解約権を中心として——」所報六三号（一九八三）一—七五頁、市田満「危険の増加と特別解約権」上智法学論集三四卷二—三三三—三三九頁（一九九一）三頁以下、西島梅治・長谷川仁彦『生命・傷害保険にかかわるモラルリスク判例集』生命保険文化研究所（二〇〇〇）二四五頁、勝野義孝『生命保険における信義誠実の原則』文真堂（二〇〇二）四二九頁、榊素寛「特別解約権の基礎」小塚莊一郎・高橋美加編『商事法への提言——落合誠一先生還暦記念』商事法務（二〇〇四）七四—一頁。
- (5) 中村・前掲注（4）三—三三頁以下。
- (6) 保険契約者兼被保険者が死亡保険金を取得し多額の債務を返済するために、自己に似た第三者を身代わりに殺害し、交通事故で死亡したかのように装ったが、替玉殺人が発覚し自殺した事件。
- (7) 保険法の見直しに関する中間試案の補足説明（以下、補足説明）五三頁参照。
- (8) 山口誠「重大事由による解除権とガイドライン」生命保険協会会報六九卷一号（一九八九）二頁などを参照。
- (9) 保険契約者が一〇社との間の重複契約の締結を行っていたという事情を含む諸事情から、故意の事故招致または偽装事故であると認定された事例。
- (10) 生命保険契約法改正試案（二〇〇五年確定版）六八〇条の三。
- (11) 法制審議会保険法部会資料（以下、部会資料）七—三頁。

- (12) 補足説明九一頁。
- (13) 法制審議会保険法部会会議事録（以下、議事録）第四回議事録二〇頁以下、第六回議事録三三頁以下など。
- (14) 第二回議事録三五頁参照。
- (15) 補足説明五五頁、部会資料二三一―三三頁、第二回議事録三五頁参照。
- (16) 萩本・前掲注（1）一〇〇頁注1。
- (17) 生保試案理由書一二五頁参照。
- (18) 部会資料二・一八一―一九頁、山下友信〓米山高生編『保険法解説―生命保険・傷害疾病定額保険―』有斐閣（二〇一〇）五七〇頁「甘利公人」参照。
- (19) 山下〓米山・前掲注（18）五七〇頁「甘利公人」。
- (20) 補足説明五三頁。
- (21) 榊素寛「保険法における重大事由解除」竹濱修〓木下孝治〓新井修司編『保険法改正の論点―中西正明先生喜寿記念論文集―』法律文化社（二〇〇九）三六八頁。
- (22) 萩本・前掲注（1）一〇〇頁注2。
- (23) 第六回議事録三六一―四〇頁、部会資料一四・二七―三三頁、部会資料一八・二二―二二二頁、第一三回議事録四六頁以下、第二三回議事録三七頁以下。
- (24) 補足説明九一頁、榊・前掲注（21）三六九頁以下、田口城「重大事由による解除」甘利公人〓山本哲生『保険法の論点と展望』商事法務（二〇〇九）一六一頁参照。
- (25) 補足説明五三頁参照。
- (26) 「未遂」とは、実行行為に着手したが結果発生に至らないもの。予備とは一般にその実行行為の着手に至らないもの。
- (27) 第四回議事録二一頁・二八頁、第六回議事録二八―四〇頁。
- (28) 大串淳子〓日本生命保険生命保険研究会編『解説保険法』弘文堂（二〇〇八）一一八頁「藤井誠」。
- (29) 補足説明五三頁以下。

- (30) 山下友信『保険法』有斐閣(二〇〇五)六四三頁参照。
- (31) 萩本・前掲注(1)九九頁・一〇一頁注4。
- (32) 宮根宏一「重大事由解除に関する包括条項」金融法務事情一八九八号(二〇一〇)三二頁。
- (33) 萩本・前掲注(1)九九頁、宮根・前掲注(32)三〇頁。
- (34) 学説については、宮根・前掲注(32)二九頁以下参照。
- (35) 山下⇨米山・前掲注(18)五七七頁「甘利公人」。
- (36) 生保試案理由書二二八頁、洲崎博史「保険契約の解除に関する一考察」法学論叢一六四卷一—一六号(二〇〇九)二二五頁。
- (37) 萩本・前掲注(1)一〇〇頁参照、山下⇨米山・前掲注(18)五七八頁「甘利公人」。
- (38) 山口・前掲注(8)八頁。
- (39) 山口・前掲注(8)九頁、同旨。
- (40) 山下・前掲注(30)六四三頁、榊・前掲注(21)三六九頁・三七二頁、山下⇨米山・前掲注(18)五七三頁「甘利公人」、田口・前掲注(24)一六二頁、勝野義孝「重大事由による解除」落合誠一⇨山下典孝編『新しい保険法の理論と実務(別冊金融・商事判例)』経済法令研究会(二〇〇八)二二五頁、山下友信⇨永沢徹『論点体系 保険法2』第一法規(二〇一四)二〇八頁「山下典孝」。
- (41) 山口・前掲注(8)一一頁、日本生命保険⇨生命保険研究会『生命保険の法務と実務』金融財政事情研究会(二〇〇四)三五八頁、補足説明九一頁参照。
- (42) 生保試案理由書二二七頁は三号事由の包括条項を適用するのに対し、山下⇨米山・前掲注(18)五七〇頁「甘利公人」は一号事由に該当すると解されている。
- (43) 船舶の賃貸等を主たる業務とする企業の代表者である被保険者が損害保険金を詐取する目的で船舶を沈没させたが、官憲の捜査から逃れさせることはできないと悲観し、飛び降り自殺した事案につき、船舶保険金詐取目的で船舶を沈没させることは、生命保険契約における上記の重大事由による解除の条項に該当するとして、解除が認められた事例。
- (44) 甘利公人・「判批」保険事例研究会レポート(以下、保険レポ)一八二号(二〇〇三)六頁以下。山下⇨米山・

- 前掲注 (18) 五七二頁「甘利公人」。
- (45) 木下孝治・〔判批〕保険レポ一八二号 (二〇〇三) 一八頁。
- (46) 甘利・前掲注 (44) 七頁、山下Ⅱ米山・前掲注 (18) 五七二頁「甘利公人」。
- (47) 同旨、宮根・前掲注 (32) 二九頁以下。
- (48) 同一の共済事業者との間で生命共済契約と火災共済契約とを締結していた共済契約者が故意に火災事故を起こし当該共済事業者に共済金請求した行為が詐欺に当たるとして、火災共済金のみならず、生命共済金の請求についても共済事業者による解除を認めて、共済事業者の免責を肯定した事例。
- (49) 遠山優治「重大事由解除の効力と保険者の免責について―保険事故についての虚偽申告を中心にして―」保険学雑誌 六〇六号 (二〇〇九) 一〇四頁、潘阿憲『保険法概説』中央経済社 (二〇一〇) 二六五頁、東京地判昭和六三年五月二三日判時一二九七号一二九頁、広島地判平成八年四月一〇日判タ九三一号二七三頁、さいたま地判平成一四年七月二四日生判一四卷四九〇頁など参照。
- (50) 萩本・前掲注 (1) 一〇三頁以下。
- (51) 遠山優治「重大事由解除規定をめぐる判決例の動向と課題」生命保険経営六六卷一号 (一九九八) 一三七頁。
- (52) 遠山・前掲注 (51) 一三七頁。
- (53) 遠山・前掲注 (51) 一四〇頁。
- (54) 日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命の約款参照。
- (55) 保険業界は、反社会的勢力との関係徹底遮断を求める政府指針や金融庁の監督指針に基づき、保険契約から反社会的勢力を排除するため、平成二四年四月一日に暴力団排除条項を生命保険約款に導入した。
- (56) 生命保険協会「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」(二〇一一) 一五頁。
- (57) 山口・前掲注 (8) 一四頁、遠山・前掲注 (49) 一二〇頁など。
- (58) 萩本・前掲注 (1) 一〇一頁注 5、萩本修Ⅱ坂本三郎他「保険法の解説(3)」NBL八八六号 (二〇〇八) 四五頁注 25、榎・前掲注 (21) 三三四頁、同旨。